

第4次群馬県犯罪被害者等基本計画の概要

生活子ども部生活子ども課

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」の計画期間が終了することから、本県における犯罪被害者等支援の現状を踏まえ、今後に向けた基本的な方向性を定め、県の取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として計画を策定する。

2 計画の位置付け

- (1) 「犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）」及び「(国) 第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定：5カ年計画）」並びに「群馬県犯罪被害者等支援条例」を踏まえた計画
- (2) 「新・群馬県総合計画」及び「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別計画
- (3) 「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」の後継計画

3 計画期間

令和4年度～8年度（5年間）

4 計画目標

県民一人一人が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、その尊厳を重んじるとともに、犯罪被害者等支援施策を途切れることなく円滑かつ的確に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益が保護され、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。

II 第3次基本計画の評価等

1 3次計画の評価

県では、平成29年3月に策定した「第3次群馬県犯罪被害者等基本計画」に基づき、5つの重点課題について88施策（※取組数126）を実施しました。

平成29年度から令和3年度の計画期間内における各施策の取組状況について、各施策所管課が自己評価を行ったところ、下記の結果となりました。

評価	取組数	割合
A（十分推進している）	79	62.7%
B（概ね推進しているが改善の余地がある）	42	33.3%
C（ある程度進んでいるが改善の必要がある又は評価不能）	5	4.0%
合計	126※	100.0%

※複数所属において1つの施策を実施・評価する場合があるため、施策数と取組数は一致しません

2 社会情勢の変化への対応

- (1) インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例の制定

県民が被害者にも加害者にもなることなく、誰もがインターネットの恩恵を享受できる安全で安心な社会の実現を目指すべく、「インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例」を令和2年12月に制定。併せて、「インターネット上の誹謗中傷相談窓口」を設置。

- (2) 群馬県犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害者等一人ひとりに寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる社会を目指して「群馬県犯罪被害者等支援条例」を令和3年3月に制定。

Ⅲ 第4次計画の特徴

1 3つの基本方針及び5つの重点課題

本計画では、犯罪被害者等の支援に関する政策目的を明確にするため、3つの基本方針と5つの重点課題の下に施策を分類し、本県の状況に応じた施策を実施及び検討していきます。

(1) 3つの基本方針

- 基本方針Ⅰ 身体的・精神的被害及び生活基盤の回復、権利行使への取組の推進
- 基本方針Ⅱ 支援体制整備への取組の推進
- 基本方針Ⅲ 犯罪被害者等を支えるための社会気運醸成への取組の推進

(2) 5つの重点課題

- 損害回復・経済的支援等への取組
- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- 刑事手続への関与拡充への取組
- 支援等のための体制整備への取組
- 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

2 目標指標の設定

犯罪被害者等支援を行う上で、計画的に支援体制整備を推進することが重要であることから、第3次基本計画からは体制整備に係る目標指標を新たに設定しています。また、第4次計画から、「市町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定」を新たな目標指標として掲げました。

指 標	第3次計画策定時 (平成28年度)	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
(1) 犯罪被害者支援センターの認知度 (注1)	—	5.3%	100%
(2) 県性暴力被害者サポートセンターの認知度 (注1)	—	3.5%	80%
(3) DV等の被害者のための制度や相談窓口を知っている人の割合 (注1)	79.4%	62.8%	100%
(4) 配偶者暴力相談支援センターの設置数	5箇所	7箇所	12箇所
(5) 市町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定	—	1町	12市町村

(注1) 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」による

3 新たな課題及び第3次計画の評価に基づく対応

(1) 新たな課題への対応

デジタル化の進展等による社会生活の変化に対応した被害者支援等への取組推進

(2) 第3次計画の評価に基づく取組内容の強化

関係機関及び関係団体等との連携による更なる取組の強化

(3) 国の第4次計画に基づく性犯罪被害者支援の体制強化

Ⅳ 計画策定スケジュール

- ・ 令和3年11月：第1回群馬県犯罪被害者等支援推進協議会（計画素案について）
- ・ 令和3年12月：計画素案に対するパブリックコメント実施
～4年 1月
- ・ 令和4年 2月：第2回群馬県犯罪被害者等支援推進協議会（計画案について）
- ・ 令和4年 3月：令和4年第1回定例会（計画案の説明）

【参考】 施策の体系図

※赤字は第4次計画から新規で追加する取組
 ※青字は県条例に基づき追加した項目及び取組

